

平成 30 年度第 4 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第 4 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成 31 年 1 月 30 日（水） 14 時 00 分～17 時 15 分
市役所第 2 庁舎 303 会議室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事録の確認
4. 審査結果まとめ
5. 審査
 - (1) 総務課
 - ・ 保護司会補助金
 - ・ 更生保護事業補助金
 - (2) 人権センター
 - ・ 人権擁護委員補助金
 - (3) 農林振興課
 - ・ 農業担い手機械導入支援事業補助金
 - ・ 鳥獣被害防止対策事業補助金
 - ・ 有害鳥獣対策強化事業補助金
 - (4) 経営企画課
 - ・ 地域移動サポート事業補助金
 - ・ 路線バス運行補助金
6. その他
7. 閉会

【出席委員などの氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、貞光紀美子委員
山崎あづさ委員

事務局：（財政課）柴田武巳課長、内裕治係長、村松央規業務主査、大川宗春主任主事

関係課：（総務課）小山貴史課長、割石直人参事補佐

（人権センター）小河浩司係長、梅原美沙主任主事

（農林振興課）牟田口政和課長、藤本耕次郎係長、村山隆一係長

（経営企画課）大浦康志課長、中田学業務主査

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
資料 1	議事録(12月11日審査分)
資料 2	審査結果のまとめ (12月11日審査分)
資料 3	個別補助金審査票
資料 4	個別補助金調書及び関係書類(1月30日審査分)
資料 5	前回審査の判定・診断結果

【会議の内容】

○会議の公開について

古賀市情報公開条例第23条第4号に基づき公開とする。傍聴人数は、会議室の大きさに合わせ、事務局に一任。(第1回委員会の決定事項)

○議事録の確認について (平成30年12月11日審査分)

修正なし

○審査結果まとめ (平成30年12月11日審査分)

意見なし

○審査

補助事業名称：保護司会補助金
開始年度：昭和50年以前
経過年数：不明
交付対象：古賀市保護司会

<質疑応答>

(委員) P.5 決算書の地域活動費はどこからの収入か。

→ (総務課) 粕屋地区保護司会から構成自治体に対し配分されたもの。

(委員) P.5 決算書の支出の部の会議費の内、行政との懇談会の支出内容を把握しているか。

→ (総務課) 補助金は充当していないが、保護司会の会議後の懇親会実施に伴い支出したものの。

(委員) P.5 決算書の収入の部の内、市補助金の積算は17名で計算されているが、支出の部にある各支出の積算は14名になっているが、人数の差異が生じている原因は。

→ (総務課) 粕屋地区の人口に応じた保護司の定数が17名で、予算の範囲内で支出している。

(委員) 定数17名を根拠として補助金を支出しているが、実態としては実数14名で340,000円の事業を実施しているという理解でいいか。

→ (総務課) お見込みのとおり。市の適正人数に近づけたいという意向はあるが、活動内容からも敬遠されて人員確保に苦慮している実態がある。

(委員) 担い手不足について対策を講じているか。

→ (総務課) 保護司会でも人づてや過去の構成員などへの働きかけもされているが、そもそも保護司の要件としての年齢制限があり、行政と団体で協議の場も設けているが、適任者を探すの

に苦慮している。

(委員) 現在の保護司会の活動で、担い手の拡大につながるような取組はあるか。

→ (総務課) 事務局と協議を持つ場を設けていることや、部会などで意見交換を行い、人材発掘に取り組んでいる。

(委員) 活動の成果を示すものは取りまとめているか。

→ (総務課) 団体は活動資料を所有しており、各種取組に事務局も参加し活動実態を把握しているが、報告の在り方については課題と認識している。

(委員) 保護司個人の活動が重要と思われるが、他制度で個人に対しての助成はあるか。

→ (総務課) 実費に対する費用弁償は国の助成があるが、別途報酬は支払われていない。

(委員) 保護司会に謝金を払う仕組みはあるか。

→ (総務課) 保護司法に給与を支払わない旨が定められている。

<委員のコメント>

(委員) 保護司会が果たす役割が、課題解決につながっている根拠が十分ではない。活動報告に成果を示す必要があり、個人の活動も多く把握が難しいことは推察されるが、担い手不足の解消につながる活動に活用するなど、補助金を活用した成果を示すことが必要。保護司会と協議し、課題解決のために必要な活動であると認められるのであれば、定額補助でなくともよいのではないか。

(委員) 保護司会の活動に対しての補助単価 20,000 円は妥当か、また、保護司個人がどのような活動をしているかは推測できるが、団体に対しての補助の在り方や補助対象経費について検討することが必要。

(委員) 社会福祉の向上につながる団体活動へ補助することは重要だが、成果の見える化を考慮することが必要。

(委員) 社会的見地からも保護司会へ補助することは妥当と考えるが、補助対象経費が不明確であるため、報告書の在り方を見直すことが必要。市の補助金は充てられていないとのことだが、懇親会への支出などは市民の納得も得られにくいため、補助金と懇親会費をわけて整理することが必要。

(委員) 保護司会への補助は妥当と考えるが、市の補助が事業費全体の約半分を占めていることを考えると、第三者からも課題や成果がわかるように報告の在り方を見直すことが必要。

(委員) 補助金ありきの活動にならないように、団体と協議をして補助金を充てるに足る事業内容を協議していくことも重要。その他の経費についても何に使われたか明確にすることが必要。

補助事業名称：更生保護事業補助金

開始年度：平成 14 年度

経過年数：16 年

交付対象：更生保護法人恵辰会(須恵町)

<質疑応答>

(委員) 財政課所見の、負担金的性質が強いという指摘についての見解は。

→（総務課）恵辰会に補助するという粕屋地区市町村会の方針のもと支出しているため、支出目的を鑑みると、補助としての支出が適正と考える。

（委員）補助金の額は構成団体で取り決めた額を支出しているが、補助対象事業は把握しているか。

→（総務課）把握できていないため、今後構成団体と協議して、補助対象経費の在り方を見直す必要があると感じている。

（委員）恵辰会への補助としてはじまっているものの、実態としては負担金的性質が強いと感じるが、見直しについての意向はあるか。

→（総務課）あくまで1市7町で恵辰会へ補助することが目的であるので、団体に対して負担するという考え方ではなく、補助するという考え方のもと従来通りの支出を想定している。

<委員のコメント>

（委員）補助金として支出する以上補助対象事業や経費を明らかにすることが必要。経緯はあると思うが、助成の在り方も見直す時期にきていると考えるため、構成自治体で協議を行うことが必要。

（委員）補助金であるならば補助対象経費は明らかにする必要があるが、補助金に馴染まないという意見もあったため検討が必要。

（委員）補助対象経費を整理することが必要。

（委員）補助金の使途が明らかにならないと、第三者から見ても納得が得られないし、必要性が判断できないため見直しが必要。

（委員）補助金の在り方を見直す必要がある。補助金で支出すべきか、負担金で支出すべきか検討が必要。

補助事業名称：人権擁護委員補助金

開始年度：平成 18 年度

経過年数：12 年

交付対象：人権擁護委員

<質疑応答>

（委員）財政課所見の収支が整合していない点、また、平成 30 年度から補助対象を人権擁護委員個人へ見直した経緯は。

→（人権センター）決算の費用弁償の金額は補助金を充当していない経費も含まれるため、収入と支出が異なっている。人権擁護委員会に対して補助してきた経緯があるが、実際、会は存在しないため、人権擁護委員個人に対して補助するよう改めたもの。

（委員）要綱の改正も生じたのか。

→（人権センター）人権擁護委員個人に補助するようになっているため、要綱の改正は行っていない。

（委員）人権擁護委員個人に補助したものであるならば、実績報告などを個人に対して確認をとる必要がある、使途の説明も求める必要があるのではないか。また、収支決算書によると一人あたり 80,000 円ずつ支出しているように見えるが、補助金として支出している積算とは 10,000 円乖離がある理由は。

→ (人権センター) 今年度から支出の在り方を見直しているため、今年度活動分の報告書には詳細が報告される予定。また、一人あたり 40,000 円を支出している。

(委員) 要するに、本来であれば収入の部に自己負担金として 80,000 円計上されるものという認識でよいか。

→ (人権センター) お見込みのとおり。

(委員) 会が存在しないということだが、要綱を改正していないということから従前の支出の仕方に問題があり、要綱に沿って支出の在り方を改めたという認識でいいか。

→ (人権センター) お見込みのとおり。

(委員) P. 35 に活動実績が掲載されているが、委員の活動実績にバラつきがあるため活動件数が多いほど自己負担が生じているのか。また、今年度変更した個人を対象とした交付の考え方からすると、例えばここに記載の A 委員であれば 25,000 円精算してもらうことになるのか。

→ (人権センター) 報告書に記載のない定例会などを含めると全員が 16 回以上は活動実績があるため、一人あたり 40,000 円の支出を想定している。

(委員) 一人あたり 40,000 円という根拠についての明確な根拠はあるか。また、人権擁護委員一人当たりの必要想定経費を把握しているか。

→ (人権センター) 40,000 円の費用弁償についての妥当性、必要経費については、今後検証が必要と感じている。

(委員) 支出の部の予算に計上されていた、通信費、文具代、書籍代が未執行なのは、自己負担という認識でいいか。

→ (人権センター) お見込みのとおり。

(委員) 活動実績による、相談件数などの成果は把握しているか。

→ (人権センター) アンケートを実施している。

<委員の意見>

(委員) 補助対象経費を明確にすることが必要。補助金の見直しガイドラインに沿った報告内容となるよう改める必要があり、予算・決算については雛形を担当課で対象者に示すなど、報告の在り方を見直すことが必要。

(委員) 費用弁償を補助する事業を明らかにして、それに沿った予算計上を行なってはどうか。

(委員) 補助対象が個人になることによる事務負担を考慮した上で、担当課によるサポートを検討することが必要。

(委員) 個人負担が過大にならないように、必要経費を適切に報告してもらい、補助対象経費、補助額を検討していくこと、事業内容の適正性を確認していくことが必要。

(委員) 活動が活発になればなるだけ自己負担が増加し、個人の善意にばかり頼ることがないよう、委員会などの形式で年間の活動計画を定め計画的に事業を行い、個人の事務負担を軽減するなどの見直しも重要。人権擁護委員の集まりの中で、どのような活動に対して補助が必要か意見を伺ってはどうか。

補助事業名称：農業担い手機械導入支援事業補助金

開始年度：平成 27 年度

経過年数：3 年

交付対象：認定農業者、中心経営体

<質疑応答>

(委員) 事業の成果を図ることが難しいと推察されるが、事業実施に伴って生じ得る課題を認識しているか。また、農地集約化の評価を収集しているか。

→ (農林振興課) 効果検証ができていないため、農地の集約化について、3 年間の改善目標を立ててもらい、継続的に調査することで効果を検証していく予定。

(委員) 補助金の終期が設定されていないが、このことについて担当課の見解は。

→ (農林振興課) 今後見直しを検討している。

(委員) 今後の補助金の活用見込みを把握しているか。

→ (農林振興課) 単年度ごとの要望はとりまとめているが、認定農業者全体のニーズは把握していない。

(委員) 申請者の年齢層は。

→ (農林振興課) 若年層の実績もあるが、高齢者が多くを占める。

<委員からのコメント>

(委員) 終期の設定については、補助金の目的・役割を適切に定め、目標設定と整合したものとするのが重要。

(委員) 市も含め補助目的が達成できるよう適切に事業を実施することが必要。

(委員) 補助要望がある農業者への確実な情報発信と、申請者と市の双方の目的が達成できるように事業を行うことが必要。

(委員) 目標達成に向けた終期設定を行い、段階的に見直しを行うことで補助目的に沿った補助金とすることが重要。

(委員) 終期設定を設けることは重要で、事業の効果検証ができる報告の在り方を検討することが必要。

補助事業名称：鳥獣被害防止対策事業補助金

開始年度：平成 7 年度

経過年数：23 年

交付対象：事業主体

<質疑応答>

(委員) 鳥獣被害の発生状況を把握しているか。

→ (農林振興課) 福岡県単位だけでなく市町村単位でも把握することは困難だが、農協などへのヒアリングで被害額はおおよそ把握している。平成 29 年度では 800 万円程度だが、把握できている一部にすぎないと思われる。鹿の頭数は概数を把握しており、犬鳴山系だけでも 5 千頭はいる模様。

(委員) 今までは国の申請に漏れた方を対象にしていて、見直し後は国への申請者に対し交付するとのことだが、国への申請者はどの程度いるのか。

- （農林振興課）平成 29 年度は 24 名が申請している。
- （委員）被害状況や事業の効果をどのように把握しているか。
- （農林振興課）被害状況の把握は困難だが、竣工状況は写真で確認できている。
- （委員）鳥獣被害にも様々あると思うが、被害を事前に軽減する施策は講じているのか。
- （農林振興課）特に増加が著しい鹿の駆除に向けて取り組む予定。

<委員からのコメント>

- （委員）鳥獣被害の抜本的な解決は課題が多いと思うが、アンケートなどで意見聴取し補助金の有効性を検証することが必要。
- （委員）補助金の活用により事業効果が発現するよう取り組んでいくことが必要。
- （委員）補助金の成果を明らかにして、補助制度の普及につなげることが重要。
- （委員）設置前後の効果について情報収集することは重要で、補助金の成果はもとより農業施策全体の実態の把握に努めることも必要。
- （委員）効果検証を行うことが必要。

補助事業名称：有害鳥獣対策強化事業補助金
 開始年度：平成 23 年度
 経過年数：7 年
 交付対象：事業主体（農林業者：県交付要綱）

<質疑応答>

- （委員）財政課の所見にある、補助実績についての見解は。
- （農林振興課）3 年ほど実績がないが、平成 31 年度については要望がある状況。
- （委員）他に狩猟免許取得に係る補助制度はあるか。
- （農林振興課）市にはないが、県の助成制度がある。
- （委員）罠で捕獲した鳥獣の処理に係るサポートはあるか。
- （農林振興課）処理施設がないため、埋設などで対応していると思われる。
- （委員）免許取得だけでは、捕獲者の増加やニーズに応じた内容とは思えないため、他のサポートについても検討する必要がある。
- （農林振興課）猟友会と意見交換する場があるため、ニーズの把握に努めたいと思う。

<委員からのコメント>

- （委員）免許取得に係るコスト以外に課題があると思われるので、課題の分析が必要。狩猟した後の循環した仕組みづくりがなされていないことにも問題があるため、捕獲することのメリットや販路の問題も含め今後検討していくことが重要。
- （委員）免許取得ではなく、狩猟活動などに対しての助成も検討することが必要。
- （委員）免許取得費用が少額なため、補助金の有効性が疑問。
- （委員）少額ではあるが、免許取得に対する心理的な要素や活動へのきっかけづくりに寄与するのであれば、一定の意義はあるものとする。
- （委員）実績が少ない現況からも、免許取得による他のメリットを考察するなどの工夫が必要。

補助事業名称：地域移動サポート事業補助金

開始年度：平成 22 年度

経過年数：8 年

交付対象：地域交通の交通弱者の輸送を実施する校区コミュニティ、行政区又は組合などのうち市長が認めたもの

<質疑応答>

(委員) 事業がはじまった経緯と経営企画課が所管している経緯は。

→ (経営企画課) ボランティアの運転手が地域の高齢者をサポートするという取組を花鶴 3 丁目地区が独自で行っていたもので、経費を利用者に転嫁することができないため、燃料費などの経費を市で助成できないかという相談があり、補助を開始している。筵内・高田地区が続いて取組を始めたが、運転手の確保が困難であったことからタクシーを活用している。公共交通の所管が経営企画課であることから、経営企画課が担当している。

(委員) 各地区の自己負担の設定はどのようにしているのか。

→ (経営企画課) 各地区距離も異なるため、それぞれの地区で設定している。

(委員) 登録条件は。

→ (経営企画課) 子育て世代や高齢者など、地区ごとにニーズが異なるためそれぞれ運用が異なっている。

(委員) 地区ごとに制度が違うということだが、地区ごとに制度を決めるにあたっての要綱のようなものを整備しているか、また、この制度に対する住民への周知はどのように実施しているか。

→ (経営企画課) 雛形のようなものをお示ししている。周知については、区長会など地元の代表が集う場で紹介しており、バス利用が不便な地区については、直接、紹介にいった実績もある。

(委員) 各地区独自の取組内容がその地区の住民に周知されているか。

→ (経営企画課) 回覧の実施や、地元の福祉会でも周知している。

(委員) マイカーで実施している地域は、2 種免許を取得して事業を実施しているわけではなく、あくまで無償で実施しているということか。

→ (経営企画課) お見込みのとおり。

(委員) 利用者の満足度は。

→ (経営企画課) タクシーは利便性も高く好評だが、各地区限度額や月 4 回までなどの利用制限もあることから、利用回数増についての要望はある。

(委員) 上限 20 万円の積算根拠は。

→ (経営企画課) 制度がはじまった当時、10 万円の経費で事業実施していただいていることもあるが、諸費用を含めると賄えないため、20 万円に設定した経緯がある。

<委員からのコメント>

(委員) 交通弱者に対する交通手段の補完ということであれば問題ないが、解決にはならないと思われる。利用者数の増加はあると思うが、利用者アンケートを実施することや事業効果の検証を行うことも重要で、終期設定も含め、ニーズにあった適切な手段なのか検討することが必要。

(委員) 9年間の利用者の推移や、補助金の有効性を検証することが重要。20万円という額の適正性や実施地区も増加傾向にあるため、市の負担とのバランスも考慮することが必要。また、一つの補助制度であるものの、地区によってタクシー利用への助成と、自家用車による助成が混在している点は課題と考える。

(委員) 区単位を助成の対象としているが、実施していない地域との公平性をどのように考えるか。また、アンケートなどで利用者の満足度を確認することも重要。

(委員) 制度の経緯があるものの、タクシー補助がある地区と無い地区では公平性についての問題が生じるため、検討が必要。

(委員) 制度自体はいいものだが、公平性については検証していくことが必要。

補助事業名称：路線バス運行補助金

開始年度：平成17年度

経過年数：13年

交付対象：路線バス事業者

<質疑応答>

(委員) この補助制度に対して、担当課が認識している課題は。

→ (経営企画課) 西鉄バスの路線が市内で5系統あるが、便数やバス停まで遠いことなど市民の不満は常にある。ドライバー不足や長時間労働の問題もあり、西鉄自体が撤退している地区もあること、便数の増加には多額の経費を伴うことなどが課題と認識している。

(委員) 利用者数の把握はどのようにしているか。

→ (経営企画課) 平成27年度の年間約25万8千人がピークで現在は減少傾向にある。直近の平成29年度では、24万9千人余りである。

(委員) 市民アンケートをどれくらいの間隔で実施しているか。

→ (経営企画課) 平成27年度に市民2千名を対象にアンケートを実施しており、平成31年度にも大規模な調査を検討している。

(委員) 利用者に対するアンケートは実施しているか。

→ (経営企画課) 高齢者を対象にした70歳おでかけバス事業で利用者からアンケートをとっている。

(委員) 約1万人利用者が減少しているが、便数の変更はあるか。

→ (経営企画課) 平成27年度に契約相手方が西鉄本社になり、労務管理の基準が厳格化されたことで、便数が9便減少した。

(委員) 今後の事業展開は。

→ (経営企画課) 古賀バスというコミュニティバスを、西鉄バスが運行していない地区を対象に運行しているが、今後も西鉄と市の役割分担を検討していくことが必要である。また、西鉄バスの赤字路線を市が補助していくという形態を今後も維持していくため、引き続き協議を行っていく。

<委員からのコメント>

(委員) 交通体系全体の中でバスは大きな位置づけであるものの、路線の必要性の検証が重要。現在の形態は、コミュニティバスよりも経費の点で有効と思われるが、人口減少や高齢化とい

った諸問題もあるため、複合的に考えて行くことが必要。

(委員) 様々な視点から効果検証し、市民の利便性に資する事業にすることが重要。

(委員) 交通体系を維持することと、赤字路線の解消に向けた検討も重要。

(委員) 路線の維持をしつつ、利用者増加に向けて検討していただきたい。

(委員) 他の交通手段との併用やコミュニティバスなどの連携など、引き続き検討していただきたい。

○その他

(事務局) 次回は、3月4日(月)14時より委員会を開催する予定である。

(委員長) 以上をもって、平成30年度第4回補助金審査委員会を終了する。

以上